

令和3年12月28日発行

# 成年後見制度利用促進 ニュースレター

## 成年後見制度利用促進ニュースレター 第30号

### ❀ 本号の掲載内容 ❀

1. 次期基本計画に盛り込むべき事項の最終とりまとめを公表しました。
2. 「成年後見制度利用促進体制整備研修」を開催します。
3. 「意思決定支援研修」を開催しています。
4. 日常生活自立支援事業の適正な実施の徹底について  
成年被後見人等の欠格条項の適正化等に関する通知発出のお知らせ



## 1. 次期基本計画に盛り込むべき事項の最終とりまとめを公表しました。

現行の成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）は、平成29年度から令和3年度までを計画期間とし、これに基づき利用者がメリットを実感できるよう、制度の運用改善、地域連携ネットワークづくり、安心して制度を利用できる環境の整備を進めてきました。

今年度は現行基本計画の最終年度であることから、政府の成年後見制度利用促進専門家会議で次期基本計画（第二期成年後見制度利用促進基本計画）に盛り込むべき事項を検討しました。その結果は「最終とりまとめ」として令和3年12月22日に厚生労働省HPで公表しています。

▶ 最終とりまとめはこちら <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212875.html>

### ○ 第12回成年後見制度利用促進専門家会議

令和3年12月15日開催の第12回成年後見制度利用促進専門家会議（オンライン開催）では、これまでの専門家会議12回、ワーキンググループ17回の議論を踏まえて事務局が作成した最終とりまとめ（案）について、議論が行われました。後見制度の運用改善や地域連携ネットワークづくりに関する意見が出るなど、活発な意見交換が行われました。

- ▶ これまでの議論は[厚生労働省HP](#)に掲載している議事録でご覧いただけます。



～大森彌委員長から

期待お言葉をいただきました～

第二期計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人の意思と尊重した支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を明記しました。全国どこでも、権利擁護支援が必要な人が、必要なときに成年後見制度とつかわることができるようになることが必要です。そのための地域の連携体制、運用改善、制度のあり方などについて今後の方向性を示すことができたと思います。本会議の委員の皆さんの見識と熱意の賜物です。今後は、その実現に向けて、ご本人や当事者団体の皆さんや、国、自治体、関係団体、家庭裁判所などが連携・協力し合い、連携を強め、一歩でも二歩でも前進させていきたいと願っています。とりまとめの準備と調整に力を尽くして下さった事務局の皆さんにも感謝申し上げます。

大森 彌

## ○ 最終とりまとめの構成をご紹介します

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間です。

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標、II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策、のほか今回は「別紙 工程表・KPI」が設けられています。次期基本計画として決定した後は、工程表やKPIを踏まえた取組が進められます。

最終とりまとめの内容については、今後のニュースレターでも解説していきますので、ぜひご覧ください！

**第二期成年後見制度利用促進基本計画 最終取りまとめの構成**

はじめに

**I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標**

- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
- 2 今後の施策の目標等

**II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策**

- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
  - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
  - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
  - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
  - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
  - (3) 不正防止の徹底と利用しやすい調和
  - (4) 各種手続における後見業務の円滑化
- 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
  - (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方 - 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加 -
  - (2) 地域連携ネットワークの機能 - 個別支援と制度の運用・監督 -
  - (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組 - 連携・協力による地域づくり -
  - (4) 包括的・多層的な支援体制の構築
- 4 優先して取り組む事項
  - (1) 任意後見制度の利用促進
  - (2) 担い手の確保・育成等の推進
  - (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
  - (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
  - (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

別紙 工程表・KPI

今後は、年明けにパブリックコメントを実施し、3月末までに第二期成年後見制度利用促進基本計画として閣議決定する予定です。

## 2. 「成年後見制度利用促進体制整備研修」を開催します。

- 本研修は、市町村・中核機関職員、都道府県職員などを対象にしており、成年後見制度や権利擁護支援について、体系的かつ網羅的に学ぶことができます。
- 今年度も、遠隔地の方に多く受講していただけるように、非集合型のオンライン形式で実施します。
- 以下の日程で開催します。12月10日に各都道府県に送付した事務連絡も確認いただき、ぜひご受講ください。

基礎及び応用研修については、都道府県職員、都道府県社会福祉協議会職員、市区町村又は都道府県から推薦のある専門職の方もご参加いただけます。

研修名	内容・ポイント	日程・定員	
<b>基礎研修</b>	権利擁護支援の基本的な考え方、地域連携ネットワークの全体像等を理解する。	オンデマンド受講期間 1月中旬～1月30日(日)	400名
主に、市町村・中核機関等職員が対象		ライブ配信日 1月31日(月)～2月1日(火)	
<b>応用研修</b>	中核機関職員として求められる実践的なスキルを習得する。	オンデマンド受講期間 1月下旬～2月16日(水)	600名
主に、中核機関職員等が対象		ライブ配信日 2月17日(木)～18日(金)、21日(月)	
<b>都道府県担当者研修</b>	都道府県研修の企画立案・運営に関する手法、最新の施策動向などを理解する。	ライブ配信日 1月14日(金)	300名

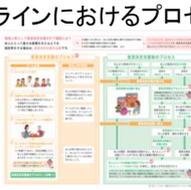
## 3. 「意思決定支援研修」を開催しています。

本研修では、令和2年10月に公表された「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を学ぶことができます。昨年度と今年度の2か年をかけて、全47都道府県で開催(今年度は32都道府県で開催)しています。チームによる意思決定

支援の下で本人のための財産管理・身上保護を行う取組を全国的に進めます。

今年度も12月より順次開催しています。まだ、申込みが可能な日程がありますので、ぜひご受講ください。



科目	内容	形式・時間
支援付き意思決定と代行決定 	意思決定支援の実践が求められてきた背景、意思決定支援の基本的な考え方や原則、やむを得ずに代行決定に移る場合の注意事項や原則を学び、自身の今までの実践を振り返っていただきます。	講義・演習 2時間程度
後見事務における意思決定支援 	後見事務における意思決定支援に関して、法的根拠や各意思決定支援ガイドラインとの関わりを理解する内容となっています。	講義 1時間程度
ガイドラインにおけるプロセスの実際 	本人を交えたミーティングを実施するまでの具体的なプロセスを、映像教材を用いた演習を通して学んでいただきます。	講義・演習 3時間程度

▶ 詳細・申込みはこちら <https://www.ishiketteishienkensyu2021.jp/>



## 4. 日常生活自立支援事業の適正な実施の徹底について

本事業は、専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみです。

年末年始を迎えるため、関係の皆様方には、休暇中の体制や、金銭や書類等の管理について確認していただいているところかと思います。

つきましては、併せて、以下の事務連絡を踏まえ、適正な実施に向けた確認や整理も進めていただきますようお願いいたします。

[各都道府県・政令市 日常生活自立支援事業 担当宛](#)  
[「日常生活自立支援事業の適正な実施の徹底について」](#)（令和3年12月21日付事務連絡）

## 成年被後見人等の欠格条項の適正化等に関する通知発出のお知らせ

[ニュースレター第28号](#)で、成年被後見人等の欠格条項の適正化等に関する事務連絡の発出をお知らせしたところですが、この事務連絡を踏まえ、本年4月8日に総務省から各地方公共団体に対して、欠格条項の適正化等に関連する対応状況の確認と必要に応じた対応や、今後の職員の募集案内等において地方公務員の欠格条項の要件に成年被後見人等を含めるといった誤った表記をしないよう、留意することを求める通知が発出されています。

関係地方公共団体、関係団体の皆様におかれては、成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、引き続き、適切な対応をお願いいたします。

[各地方公共団体宛 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等について](#)（令和3年4月8日付け通知）



令和4年もどうぞよろしくお願いいたします。

成年後見制度利用促進室員一同



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室  
 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号  
 電話 03-5253-1111【代表】（内線 2228）FAX 03-3592-1459  
 利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索



令和4年3月25日発行

特集号

## 成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第31号

## 1. 第二期成年後見制度利用促進基本計画 ～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～ が閣議決定されました。

本日、[第二期成年後見制度利用促進基本計画](#)が閣議決定されました。第二期計画は、令和4年度から令和8年度の5カ年計画となっています。  
本号では、第二期計画について特集してご紹介します。

ニュースレター第30号で「最終とりまとめ」の公表についてお伝えしました。その後、1月18日から2月21日までパブリックコメントを実施、のべ617件（個人432件、団体185件）のご意見をいただきました。

3月18日の成年後見制度利用促進会議を経て、本日、閣議決定されました。

たくさんのご意見をいただきありがとうございました。  
室員全員で、一通一通拝読しました。  
いただいたご意見につきましては、今後の取組の中で参考にしていきます。



第二期計画のURL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622\\_00017.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00017.html)

## 2. 第二期計画早わかり、3つの注目ポイントとは？

第二期計画でも、市町村・都道府県は引き続き、関係機関・団体とともに権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めていくこととなりますが、本計画には地域連携ネットワークづくりのほかにも様々なことが書かれています。計画全体の大枠をつかむ早わかりのための3つのポイントをご紹介します。

### ポイント1：副題（サブタイトル）に注目!

第二期計画には、「～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」というサブタイトルがついています。これは、このような目的をもって、権利擁護支援の一環として成年後見制度の利用促進を推進するということを説明したものであり、第二期計画全体に通じる最も重要な考え方であるといえます。

この副題については、第二期計画 p. 3 の「I. 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

び目標 1 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方 (1) 地域共生社会実現に向けた権利擁護支援の推進」を読むと、より深く理解することができます。地域共生社会の実現は、促進法第1条の目的とも共通するものです。また、「地域社会への参加」の視点は、第二期計画 P. 4 の注7にあり、障害者権利条約第19条を参照して書かれているものです。

「地域社会への参加を図る」というのは、参加しやすい地域社会を作っていくという趣旨です。第二期計画でも、公的な責任を果たす必要があり、「地域社会への参加」や本人の「自立」が強制されないことがないよう、引き続き取り組んでいきます。



第二期計画には、これまで必ずしも明確に定義していなかった権利擁護支援の定義を盛り込んでいます。また、成年後見制度の利用促進は、単に利用者の増加を目的とするものではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のあ

る本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものでなければならないとしています。下記は、p. 3 「(1) 地域共生社会実現に向けた権利擁護支援の推進」を図で示したものです。

## 第二期成年後見制度利用促進基本計画における地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

### 地域共生社会の実現



## ポイント2：全体の構成に注目!

全体の構成を把握してから読むと、第二期計画についての理解が深まります。構成について解説します。

### はじめに

#### I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
- 2 今後の施策の目標等

ローマ数字Iでは、「基本的考え方」と「目標」を端的に示しています。ローマ数字IIまで読み進めると、内容の詳細を理解することができます。

#### II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
  - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
  - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

「1」は、国が成年後見制度の見直しに向けた検討を行うことが盛り込まれています。専門家会議で出された制度改革に関する様々な意見が記載されています。また、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていくことも盛り込まれています。成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実は、成年後見制度利用促進室が中心で進めていきます。

**2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等**

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化

成年後見制度の見直しに向けた検討は、民事基本法の検討であるため、一般的に、一定の期間を要することが想定されます。そこで、「2」には、成年後見制度が見直されるまでの間においても、運用改善等によって進める必要がある取組を記載しています。

**3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり**

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方  
－尊厳のある本人らしい生活を継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能 ー個別支援と制度の運用・監督ー
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組  
－中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

「3」には地域連携ネットワークの機能を再整理して記載しています。再整理の内容はポイント3で詳述します。加えて、都道府県の機能強化、中核機関のコーディネート機能強化についても記載しています。

**4 優先して取り組む事項**

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

「4」では、第一期計画における取組で、特に進めることが難しかった項目を中心に、「優先して取り組む事項」を記載しています。都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進については、色々な項目に記載されているものを、再度まとめて記載しています。  
「優先して取り組む事項」であるため、第二期計画の最後に「別紙」として添付している「第二期計画における工程表とKPI」では、「4」から記載しています。

よくある Q&A



担い手の育成の方針策定に係るKPIが「全47都道府県」と設定されていますが、どの程度の方針を策定したら良いのでしょうか？  
方針を策定したと認められるために必要な内容、分量、策定方法等がありますか？

都道府県は、管内の全ての地域について担い手育成の状況を把握し、圏域を設定し、その圏域ごとに担い手の育成方針を示してください。市町村の主体性を尊重しつつ、連携・協働しながら地域全体の取り組みを推進することが重要です。

例えば、以下のような方針例が考えられます。

- ・ A圏域は、市町村が既に養成に取り組み、順調に選任されているため、市町村がこれを継続する。
- ・ B圏域は、人口が多く専門職も多数いる複数市の圏域であるため、都道府県としてはこれらの市が主体的に担い手育成に取り組むための支援を行う。
- ・ C圏域は、小規模町村の圏域であるため、都道府県が養成研修を実施、町村は実習と受講勧奨に役割分担を行い、担い手育成を協働する。

わかりやすく端的に方針を示すことが大切です。A4用紙1～2枚程度で方針をまとめることも考えられます。一方で、管内の市町村数が多く、圏域を多数設定しなければならない都道府県もあることから、それぞれの都道府県の実情に応じた分量で、まとめてください。

方針策定の方法として、都道府県単位の協議会を活用し、市町村・中核機関、専門職団体や家庭裁判所、当事者団体などと意見交換しながら圏域を設定し、それぞれの圏域の育成方針についてまとめていくことも考えられます。なお、決まった手順やプロセスを踏まなければならない、というものではありません。

## ポイント3：地域連携ネットワークの機能の整理に



第一期計画では、地域連携ネットワークの機能として、「①広報機能」「②相談機能」「③成年後見制度利用促進機能（受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・支援、関連制度からのスムーズな移行）」「④後見人支援機能」の4つを位置付けてきました。

第二期計画では、これまでの4つの機能を、「地域連携ネットワークの機能」と「地域づくりの取組」に大別して整理しています。機能の整理の考え方について解説します。

### 機能整理の観点

「尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加」を実現するためには、権利擁護支援の地域連携ネットワークに、多様な主体が積極的に参画することが求められます。また、多様な主体の参画するネットワークを持続可能なものとして運営していくには、「連携・協力による地域づくり」の取組が欠かせません。

このような観点から、これまでの4機能について、権利擁護支援チームについての個別事案に

関する「機能」と、その機能を強化するための「連携・協力による地域づくり」の取組に大別しています。

専門家会議では、第一期計画の4機能について「個別の支援に関する要素と、地域の体制づくりに関する要素が混在している」「当事者団体も参加できる取組がある」などの指摘があり、整理が進められました。



### 地域連携ネットワークの機能（個別支援と制度の運用・監督）

福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「運用・監督」機能が、ともに地域連携ネットワークの機能であると整理されました。

権利擁護支援を行う3つの場面に応じて整理すると以下の表になります

	「支援」機能	「運用・監督」機能
権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)	権利擁護の相談支援機能	制度利用の案内機能
成年後見制度の利用の開始までの場面 (申立ての準備から後見人等の選任まで)	権利擁護支援チームの形成支援機能	適切な選任形態の判断機能
成年後見制度の利用開始後に関する場面 (後見人等の選任後)	権利擁護支援チームの自立支援機能	適切な後見事務の確保機能

支援機能は、中核機関だけで担うものではありません。中核機関が、関係機関・団体をコーディネートし、連携・協働して実施するものです。



### 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（連携・協力による地域づくり）

地域・福祉・行政・法律専門職や家庭裁判所などの関係者が、次の3つの視点を持って、自発的に協力して地域づくりに取り組むことで、地域連携ネットワークの機能が強化されます。

「連携・協力による地域づくり」は、取組の優先順位や工夫について、協議会で話し合いながら協力して進めることが大切です。各市町村の包括的な支援体制との有機的な連携も重要となります。

- 「共通理解の促進」の視点
- 「多様な主体の参画・活躍」の視点
- 「機能強化のためのしくみづくり」の視点

現在の関係者の「共通理解の促進」により連携を進め、さらに「多様な主体の参画・活躍」により権利擁護支援に関わる主体を増やしていく。そして、持続的に取り組まれるように、行政などで「しくみづくり」を行う流れであると考えるとわかりやすいですね。



参考

第一期計画における4機能と、第二期計画における地域連携ネットワークの機能と地域づくりの取組の関係整理表

専門家会議では、これまでの市町村における取組や中核機関の整備状況を踏まえた上で、地域連携ネットワークの機能について議論され、その結果、第二期計画が誕生しました。よって、第一期計画の方針がガラリと変わり、全く新しいものが降って湧いた訳ではありません。

「第一期計画における4機能」と「第二期計画における地域連携ネットワークの機能と地域づくりの取組」の関係を正しく理解し、市町村で取り組んできた方向性を活かしていくことが大切です。

両計画の関係を記載した下記の表を参考に地域連携ネットワークづくりを進めて下さい。

		「支援」機能	「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能を強化するための視点・取組		
			ア 共通理解の促進	イ 多様な主体の参画・活躍 成年後見制度利用促進機能 (担い手の育成・活動の促進)	ウ 機能強化のためのしくみづくり
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)	権利擁護の相談支援機能 相談機能 成年後見制度利用促進機能 (関連制度からのスムーズな移行)	a 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透(広報を含む) b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透(相談窓口の広報を含む)	a 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 b 中核機関と各相談支援機関との連携強化	a 各相談支援機関等の連携のしくみづくり b 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面(申立の準備から後見人の選任まで)	権利擁護支援チームの形成支援機能 成年後見制度利用促進機能 (受任者調整)	a 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	a 都道府県と市町村による地域の担い手の育成 b 専門職団体による専門職後見人の育成	a 後見人候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり b 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面(後見人の選任後)	権利擁護支援チームの自立支援機能 後見人支援機能	a 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透	a 地域の担い手の活躍支援 b 制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化	a 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 b 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

よくあるQ&A



中核機関は、いつまでに立ち上げれば良いのですか？  
工程表とKPI②をみると、令和6年度末までに整備すればよいのでしょうか？

島しょ部、山間部など、成年後見制度の担い手が全くいない地域もあることなどから、こうした地域も想定し、令和6年度末までの工程表を作成しています。

すでに担い手がいる地域については、「公正・中立な立場で制度を説明する相談窓口」を早期に整備し、

住民に周知することが求められています(第二期計画p45)。既存の仕組みを使った中核機関の整備についても、ぜひご検討ください。

利用促進室短信

- ◆ [第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について\(令和4年3月25日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長ほか連名通知\)](#) を発出しました。
- ◆ 5月27日に第二期計画についての市町村セミナーを、オンラインにて開催します。詳細は次号でお知らせします。ご予定ください。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号  
電話 03-5253-1111【代表】(内線 2228) FAX 03-3592-1459  
利用促進ホームページ

成年後見制度利用促進

で 検索

